

静岡県農地バンク（農地中間管理機構・公益社団法人静岡県農業振興公社）

巻頭言

日頃より、農地バンク事業や担い手の育成・確保事業などの推進に御協力を賜り誠にありがとうございます。

農地バンク事業については、令和6年度の貸付実績が1,273haとなり、目標の1,000haを達成いたしました。御協力いただいた皆様には感謝申し上げます。

令和7年度から地域計画の実現に向けた取組が始まります。次ページに記載のとおり関係団体で策定した推進方針に基づき、農地バンク事業や基盤整備事業の推進等について、関係機関と一体となって取り組んで参ります。

また、策定された地域計画をみていますと、多くの市町で担い手の育成・確保が課題となっています。公社では、本年度も新規就農に向けた研修事業や就農相談、担い手不在地域への農業法人誘致、経営課題の解決に取り組む農業経営者への支援等を実施いたします。

今後とも関係機関の皆様と連携しながら、各事業を着実に進めて参りますので、御協力をよろしくお願いいたします。

（静岡県農業振興公社 理事長 新田 明彦）



「地域計画」を着実に実行し、農地の確保と適正利用や農業人材の育成を進めよう

令和7年度は、地域農業の基本計画である「地域計画」の実行初年度になり、計画の着実な実施をするため農業者、関係機関・団体が一体となって地域での話し合いを進め、計画の完成度を高める必要があります。

このため農業委員会は、市町、JAや土地改良区など関係機関・団体等と連携し「地域計画」の実行を進め、農地の確保と適正・有効利用や多様な農業人材の育成・確保を図っていく所存です。

農業会議は、農業委員会の活動が円滑に進められるよう、県、農地バンクなどと協力して支援をしてまいります。

農業委員や農地利用最適化推進委員は、地域や農業のことは一番詳しいという自負のもと活動を行っていますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

（静岡県農業会議 会長 西ヶ谷 量太郎）



地域計画の実行による担い手への農地の集積・集約化の推進

高齢化や人口減少を背景に農業者の減少の加速化が想定される待った無しの状況の中、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月末までに県内34市町242地域において、地域における農業の将来の在り方等を定める地域計画が策定されました。

令和7年度、県では、引き続き地域の話し合いの開催を支援するほか、農業委員会がJA生産部会や茶工場、土地改良区など農業者の組織から担い手の規模拡大意向等を把握し、目標地図を充実できるよう支援してまいります。

県は、実効性の高い地域計画の策定を支援し、これを実行することによる担い手への農地集積・集約化が図られるよう推し進めて参りますので、引き続き皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（静岡県経済産業部 農業局 技監 内田 幸宏）



令和7年度の農地集積・集約化の推進方針が策定されました

農地の集積・集約化を進めるため「地域計画の実行による担い手への農地集積・集約化に関する推進方針」を静岡県、農業会議、農業振興公社、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会の5者で策定しました。

推進方針に基づく令和7年度の実組

1 地域計画に基づいた集積・集約化の推進

(1) 協議の場の継続	担い手に参加を促す J A、土地改良区等が組合員の意見を集めたうえで参加
(2) 地域計画のうち目標地区の充実に向けた支援	農業委員会がJ A生産部会、土地改良区等から耕作者や今後の意向を把握して、目標地区に反映する仕組みづくり
(3) 目標地区の実現に向けた課題解決	農業委員会サポートシステムの活用促進 農地バンク事業に係る事務の簡素化 基盤整備実施に向けた地域の合意形成
(4) 農地利用の最適化に関する取り組み事例の作成・共有	地域の実情に応じた課題対応の取り組み事例の共有

2 農地バンク事業による担い手への農地集積・集約化の推進

令和7年度農地バンク事業取扱い予定面積

区 分	面 積
農地貸借の各事業で満期を迎える面積①	2, 1 0 6 ha
新たに担い手に農地利用集積する面積②	7 9 4 ha
合 計	2, 9 0 0 ha

① 各事業で満期を迎える面積（内訳）

市町利用権事業	J A円滑化事業	農地バンク事業	合計
1, 3 8 6 ha	1 3 6 ha	5 8 4 ha	2, 1 0 6 ha

② 新たに担い手に農地利用集積する面積（目標）

区分	目標	参考
担い手への農地利用集積面積	7 9 4 ha増加	26,997ha（R6年3月末時点） ※R7年3月末時点は集計中

・担い手への農地利用集積面積は自己所有地、借入地及び特定農作業受託地の合計

3 目標地区等の作成手続きに関するデジタルトランスフォーメーション（DX）

・農業委員会サポートシステム、タブレット端末等の機能を十分活用

令和6年度の農地バンク事業の貸付実績

単位：ha

市町名	R 6 実績	市町名	R 6 実績	市町名	R 6 実績	市町名	R 6 実績
下田市		伊豆市	5.8	富士地域	144.8	菊川市	70.1
東伊豆町	1.5	伊豆の国市	12.9	静岡市	62.3	掛川市	169.2
河津町	0.3	沼津市	21.7	中部地域	62.3	磐田市	167.1
南伊豆町	0.8	裾野市	7.5	島田市	25.7	袋井市	92.4
松崎町	0.2	清水町		焼津市	59.9	森町	7.9
西伊豆町		長泉町	2.6	藤枝市	47.2	中遠地域	570.3
賀茂地域	2.8	御殿場市	35.0	川根本町	5.5	浜松市	129.0
熱海市	1.5	小山町	12.5	牧之原市	76.4	湖西市	10.8
伊東市	1.6	東部地域	135.3	吉田町	2.9	西部地域	139.8
三島市	23.3	富士宮市	33.7	志太榛原地域	217.6	県計	1,273.0
函南町	11.1	富士市	111.2	御前崎市	63.7		

農用地利用集積等促進計画の様式改正

令和7年4月1日以降の始期日となる農地貸借の手続きは農地バンク事業に一本化されています。(農地法3条による農地貸借は可能です。)

契約者や促進計画案を作成する市町等からの要望もあり、事務の簡略化や押印漏れ等のトラブルを軽減するため、地権者及び耕作者の押印箇所を3か所から1か所に削減しました。

一方、法律の施行規則改正及び地域計画の実現に向けた貸借実施のため、添付書類が追加されました。添付書類の簡略化については引き続き検討しておりますが、皆様の御理解と御協力をお願いします。

1 促進計画書等の押印箇所を3か所から1か所に削減

表 地権者及び耕作者の押印箇所

従前	現在
①促進計画書の同意印	促進計画書の同意印 (両面印刷必須)
②共通事項上部への押印	
③個人情報確認書への押印	

(注意事項)

- ・ 両面印刷して促進計画を作成することで、これまで押印していた「共通事項」、「個人情報確認書」の同意を兼ねるようにしました。
- ・ 「共通事項」には借賃や原状回復義務等の記載がありますので、必ず理解したうえで同意印の押印・受領をお願いします。

(促進計画書の記載例)

農用地利用集積等促進計画				市町 区域名			
農用地利用集積等促進計画				(公社記載欄)			
[機構に対する農地中間管理権の設定等]				[機構による貸借権の設定等]			
記入例				借賃支払開始年月日			
				令和8年1月1日			
農地中間管理権の設定等を行う者(貸付人:地権者等) (A)	〈住所〉〒 100-0000 静岡県葵区追手町1-1	フリガナ スズキ タロウ 〈氏名又は名称〉 鈴木 太郎 電話 012-345-6789	同意印 	貸借権の設定等を受ける者(借受人:耕作者) (B)	〈住所〉〒 200-0000 静岡市清水区相生町1-1	フリガナ ノウジキミアイホウジンシズカノリ 〈氏名又は名称〉 農事組合法人しずかの里 電話 0120-111-111	同意印 
農地中間管理権の設定等を受ける者(借受人:公社)	〈住所〉〒 420-0021 静岡市葵区茶町2-8-1	フリガナ 公益社団法人静岡県農業振興公社 〈氏名又は名称〉 公益社団法人静岡県農業振興公社 理事長 新田 明彦	同意印 理事長印	貸借権の設定等を行う者(貸付人:公社)	〈住所〉 同 左	フリガナ 同 左 〈氏名又は名称〉 公益社団法人静岡県農業振興公社 理事長 新田 明彦	同意印 理事長印
中間管理権の				(注)「同意印」により「1 各筆明細」、「2 共通事項」、「3 個人情報の取扱い」に同意したものとします。			
地域計画の公告日				地域計画の地域名			

2 法令遵守の状況等の追加

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(第12条第2項第1号イ(2)等)の改正に伴い、耕作者の「農地法等の法令遵守の状況等」が促進計画の添付書類として必要になりました。耕作者の認可要件の一つとなりますので、御確認をお願いします。

3 地域計画区域内における「目標地図へ掲載見込一覧表」の追加

公社が貸付先を決定するに当たっては、地域計画の区域内において、農業を担う者として目標地図に位置付けられた者に貸し付けるものとしています。

このため、市町は目標地図への位置付けを筆毎に確認し、目標地図に位置付けられていない場合は、掲載見込一覧表の提出が必要となります。

地域計画の実現のため、よろしくお願いいたします。

荒廃農地再生・集積促進事業について

高齢化や人口減少、資材高騰等にもなう農業者の減少により、優良農地の荒廃化が懸念される状況の中、県では年間 240ha の再生利用を目標に、荒廃農地の再生を推進しております。

担い手が荒廃農地を利用する際の再生コスト等の負担を軽減し、荒廃農地のさらなる活用を促進するため、県と市で協調して「荒廃農地再生・集積促進事業」により支援しています。

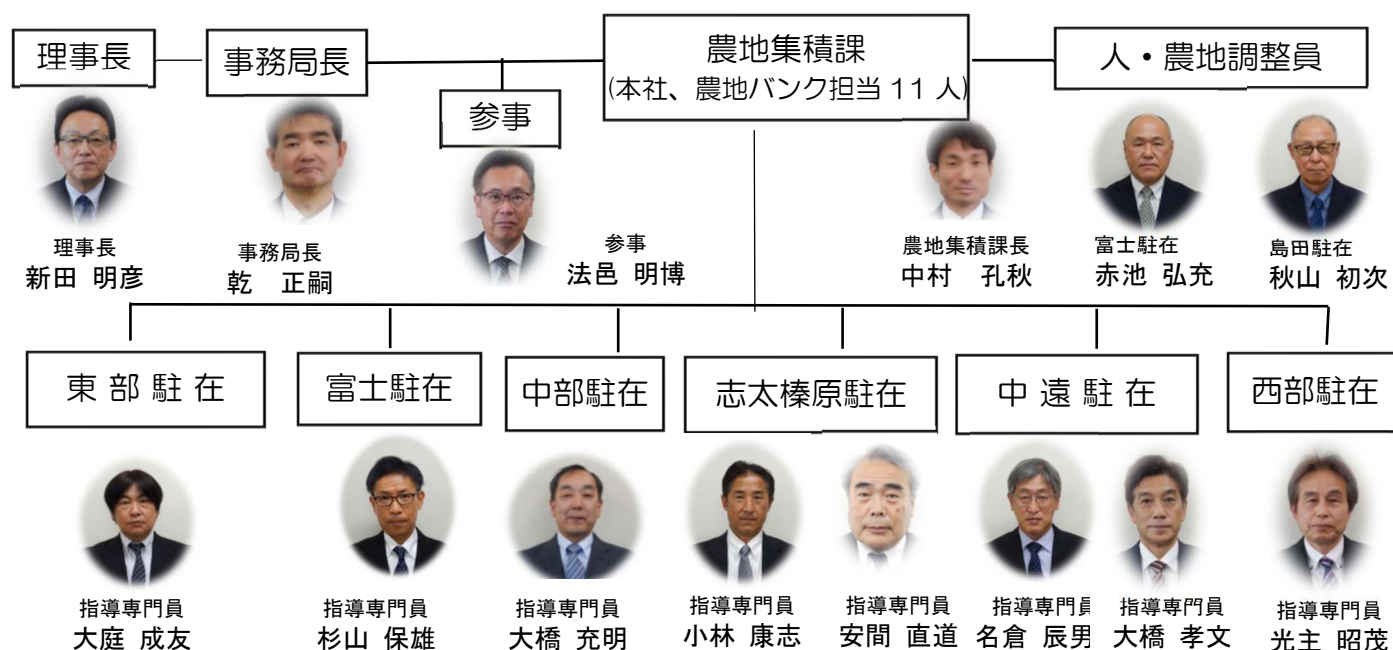
事業の詳細や募集状況については、最寄りの農林事務所にお問合わせください。

<事業概要>

事業名	荒廃農地再生・集積促進事業
助成対象	事業実施主体：認定農業者、認定新規就農者等 事業対象農地：農業振興地域内の農用地かつ地域計画の区域内の荒廃農地（政令市を除く）
補助対象	・再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地、併せて行う土壌改良） ・再生作業に附帯して行う施設補完整備
補助率	・再生作業：県 1/2 以内、市町 1/2 以内 ・施設補完整備：県 1/4 以内、市町 1/4 以内 （農業用排水施設整備：県 1/2 以内、市町 1/2 以内）
事業費	200 万円未満

農地バンク事業の担当者

令和 7 年度の農地バンク事業の体制は、本所の課長以下 11 人で事務処理等を担当し、6 の農林事務所に 8 人の駐在員を配置しました。業務量の増加が見込まれることから、随時、体制の見直しを図ってまいります。



静岡県農地バンク（静岡県農業振興公社）がサポートします！

静岡県 農地中間管理

検索

本社 農地集積課 TEL 054-250-8989 〒420-0021 静岡市葵区茶町 2-8-1 銀行会館内

東 部 駐 在	TEL 055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町 1-3	東部農林事務所内
富 士 駐 在	TEL 0545-65-2261	〒416-0906	富士市本市場 441-1	富士農林事務所内
中 部 駐 在	TEL 054-283-0650	〒422-8031	静岡市駿河区有明町 2-20	中部農林事務所内
志太榛原駐在	TEL 054-646-2122	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋 362-1	志太榛原農林事務所内
中 遠 駐 在	TEL 0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付 3599-4	中遠農林事務所内
西 部 駐 在	TEL 053-458-7105	〒430-0929	浜松市中央区中央 1-12-1	西部農林事務所内